

大阪府・大阪市の勤務時間・休暇制度

1 勤務時間関係

| 項目 | 大阪府 | 大阪市 |
|---------|--|---|
| ①勤務時間 | 38時間45分/週 | 同左 |
| ②勤務時間 | 月曜日～金曜日（原則5日） →7時間45分/日 →9:00～17:30 | 同左 |
| ③休憩時間 | 12:15～13:00 | 同左 |
| ④時差通勤 | 出先：9:15～17:45（休憩同上） | なし |
| ⑤早出遅出勤務 | 出先：始業午前8時45分以後、終業午後6時以前の範囲内において15分単位で早出遅出勤務を設定可能 a 小学校就学の始期に達しない子を育てる職員等で、当該子を保育所等へ送迎するため。 b 小学校第一学年から第三学年までの子を育てる職員で、当該子を学童保育等へ送迎するため。 c 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族（配偶者（事実婚を含む）、二親等内の親族、配偶者の父母の配偶者）を介護する職員 | 当該職員の勤務時間の前後60分以内で設定する。 a 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。 b 小学校に就学している子のある職員であって、学童保育等に出迎えるため赴く職員。 c 疾病又は負傷により日常生活に支障があるため看護を必要としている同居（要看護者の住宅に泊まり込む場合を含む。）の親族のある職員。 d 高齢により日常生活に支障があるため介護を必要としている同居（要介護者の住宅に泊まり込む場合を含む。）の父母（配偶者の父母を含む。）のある職員。 |

2 休暇関係

| 項目 | 大阪府 | 大阪市 |
|----------|---|--|
| ①年次休暇 | 20日/暦年（20日繰越可） →1月に付与 →4月採用は15日 | 20日/年（20日繰越可） →6月に付与 →4月採用は3日 |
| ②病気休暇 | 必要最小限の日又は時間 a 療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める場合。 | 同左 |
| ③勤務時間の短縮 | 復職日から30日以内の期間。 始業時間後及び終業時間前各1時間以内とし、特に必要と認める場合に限って、始業時間後又は終業時間前にまとめて2時間以内。 a 職員健康審査会が判定し、勤務時間短縮を必要と認める場合。 | 【職免】 復職日以降1ヶ月（産業医等の意見を踏まえ、所属長が特に必要と認めた場合は3ヶ月を限度に延長可）。 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日の合計が4時間30分を超えない範囲で必要と認める時間。（15分単位、1日2回まで） |
| ④官公署への出頭 | 必要と認める日又は時間 a 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合。 | 同左 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| ⑤公民権の行使 | 必要と認める日又は時間 a 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 同左 |
| ⑤-2【市】ボランティア | なし | 【職免（無給）】 5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間 → 4月1日～翌年3月31日 a 自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められる場合 |
| ⑥産前産後 | 出産予定日以前8週間から出産後8週間（産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合は24週間））の期間内で必要とする期間 | 原則、産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）から産後8週間の期間（産前産後を通じて16週） |
| ⑦生理 | 1回について2日以内で必要とする期間 a 生理のため勤務が著しく困難である場合 b 生理に有害な業務に従事する場合 | 1回について2日以内で必要とする期間（6月1日～5月31日で13回以内） a 生理日に勤務することが著しく困難な場合 |
| ⑧妊娠障害 | 2週間以内で必要と認める期間 a 妊娠障害（つわり等）のため勤務が著しく困難である場合 | 7日以内で必要と認める期間 a 妊娠に起因する体調不良等のため勤務することが著しく困難な場合 |
| ⑨妊産婦健康診査 | 1回につき1日以内で必要と認める時間（回数） ・母子手帳交付～妊娠満23週→4週間に1回 ・妊娠満24週～妊娠満35週→2週間に1回 ・妊娠満36週～出産→1週間に1回 ・出産後1年までの間→1回 a 医師、助産婦等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合 | 【職免（有給）】 1回につき必要と認める時間 ・妊娠6月まで→4週間に1回 ・妊娠7月～9月→2週間に1回 ・妊娠10月～分べん→1週間に1回 ・産後1年まで→1回 a 妊娠中又は分べん後1年以内の女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 |
| ⑩妊婦通勤緩和 | 業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間（原則、勤務時間の始めと終りに各30分以内。勤務時間の始め又は終りにまとめて1時間も可。） a 妊娠中の職員が、母子手帳交付後から産前休暇取得までの間において、通勤途上の交通混雑程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 | 【職免（有給）】 制度内容は同左 |
| ⑪育児時間 | 1日2回（30分と1時間。1回に合算し90分も可） a 生後1年6月に達しない生児を育てる場合（夫婦がともに取得する場合は、2人の合計で、1日90分以内の範囲内において認められる。それぞれの育児時間及び職務免除、部分休業との重複は不可。配偶者が、常態として養育可能、産後休暇取得中、育児休業中の場合は承認不可） | 1日2回（30分又は45分単位で90分を超えない範囲内。1回に合算し90分も可） a 生後満1年6月に達しない子を育てる場合（夫婦がともに取得する場合は、2人の合計で、1日90分以内の範囲内において認められる。それぞれの育児時間及び職務免除、部分休業との重複は不可） |
| ⑫【府】妻の出産【市】配偶者分べん | 2日以内で必要と認める日又は時間（妻の入院日等から出産日以後2週間を経過する日までの期間内） a 妻（事実婚を含む）が出産する場合 | 2日以内で必要と認める日又は時間（府の取得可能期間と同じ） a 妻（事実婚を含む）が出産する場合 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑬【府】 男性 育児 【市】 育児 参加 | 5日以内で必要と認める日又は時間（出産予定日の8週間（多胎妊娠→16週間）前の日から出産日後8週間を経過する日までの期間内） a 妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する場合 | 5日以内で必要と認める日又は時間（産前産後の期間における16週間（多胎妊娠→24週間）の期間内） a 妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する場合 |
| ⑭子の 看護 | 5日以内／暦年（中学校就学前の子が2人以上→10日以内）で必要と認める日又は時間 a 中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が当該子の看護（負傷・疾病の子の世話等）を行う場合 | 5日以内／年（9歳以下の子が2人以上→10日以内）で必要と認める日又は時間 →4月1日～翌年3月31日 a 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、その子の看護（負傷・疾病の子の世話等）を行う場合 |
| ⑮短期 看護 | 5日以内／暦年（被介護人が2人以上→10日以内）で必要と認める期間（日又は時間単位の付与可） a 被介護人のある職員が当該介護人の介護その他の世話を行う場合 被介護人は、配偶者（事実婚含む）、二親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者並びに配偶者の子及び孫（その両父母が死亡している者に限る） | 5日以内／年（被介護人が2人以上→10日以内）で必要と認める期間 →4月1日～翌年3月31日 a 要介護者の介護その他の任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 |
| ⑯交通 の制 限又 は遮 断 | 必要と認める日又は時間 a 感染症法第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務できない場合 | 同左 |
| ⑰【府】 災害 【市】 交通 機関 の事 故等 | 必要と認める日又は時間 a 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合 | 必要と認める期間又は時間 a その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 |
| ⑱危険 回避 | 必要と認める時間 a 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等で、 <u>退勤途上における身体の危険回避のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u> | なし |
| ⑲現住 居滅 失破 壊 | 1週間以内で必要と認める期間 a 天災その他の非常災害により次に掲げる場合で勤務できないとき イ 職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合 ロ 職員及び当該職員と同一世帯者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にこれらの確保を行うことができる者がいない場合 b aに準ずる場合で勤務できないとき | 同左 |

| 項目 | 大阪府 | 大阪市 |
|--------------------------|---|---|
| ⑳【府】 服喪 【市】 忌引 | <p>下記日数内で必要と認める期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者→7日 ・父母、子→7日 ・祖父母、兄弟姉妹→3日 ・<u>父母の配偶者→3日</u> ・配偶者の父母→3日 ・孫、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば→1日 ・おじ又はおばの配偶者→1日 ・<u>配偶者の伯叔父母→(対象外)</u> ・子の配偶者→1日 ・<u>配偶者の子→1日</u> ・祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者→1日 ・曾祖父母→(対象外) ・曾孫→(対象外) ・甥、姪、いとこ→(対象外) <p>(生計同一姻族→血族に準ずる。遠隔地→往復日数を加算可。)</p> <p>a 親族の喪に服する場合</p> | <p>下記日数内で必要と認める期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者→7日 ・父母、子→7日 ・祖父母、兄弟姉妹→3日 ・<u>父母の配偶者→(対象外)</u> ・配偶者の父母→3日 ・孫、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、伯叔父母→1日 ・伯叔父母の配偶者→1日 ・<u>配偶者の伯叔父母→1日</u> ・子の配偶者→1日 ・<u>配偶者の子→(対象外)</u> ・祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者→1日 ・曾祖父母→(対象外) ・曾孫→(対象外) ・甥、姪、いとこ→(対象外) <p>(生計同一姻族→血族に準ずる。遠隔地→往復日数を加算可。)</p> <p>a 忌引の場合</p> |
| 21 結婚 | <p>5日以内で必要と認める期間(結婚の日以前1週間から以後6ヶ月を経過する日までの期間内)</p> <p>結婚の日→挙式日、入籍日、同居開始日が異なる場合は、そのうち最も早い日。</p> | <p><u>連続した5日(休日を含む)</u></p> |
| 22 ドナ | <p>必要と認める日又は時間</p> <p>a 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者登録の申出を行い、又は骨髄液提供の場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> | <p>必要と認める日又は時間</p> <p>a 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者登録の申出を行い、又は骨髄液提供の場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合等に限る)</p> |
| 23【府】 夏期 【市】 夏季 | <p>5日以内で必要と認める期間(7/1~9/30までの期間内。3時間45分又は4時間の取得も可)</p> <p>a 夏期の健康管理のため必要と認められる場合</p> | <p>5日以内で必要と認める期間(7/1~9/30までの期間内。1日単位の取得)</p> <p>a 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> |
| 24 障害のある職員に対する特別休暇 | <p>必要と認める日又は時間</p> <p>a 障害のある職員が、職業生活を送る上で必要な、身体障害者補助犬の貸与や補装具・日常生活用具の給付等に必要な場合</p> | <p>なし</p> |
| 25 介護休暇(無給) | <p>被介護人が介護を要する1の継続する状態ごとに180日を限度として、必要と認める日又は時間</p> <p>a 職員が被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 被介護人は、配偶者(事実婚含む)、二親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者並びに配偶者の子及び孫(その両父母が死亡している者に限る)</p> <p>1回の申請で30日(週休日、休日及び代休日を含む)以内の連続する期間</p> | <p>被介護人が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間</p> <p>a 次の者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 配偶者、父母、子、配偶者の父母 次に掲げる者であって職員と同居しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祖父母、孫及び兄弟姉妹 ・職員と配偶者との間において事実上父母と同様の関係があると認められる者及び |

| | | |
|------------|---|--|
| | <p>イ 介護を要する一の継続する状態ごとに 6回以内</p> <p>ロ 日又は時間単位で取得可</p> <p>ハ 断続的な取得可</p> <p>ニ 日又は時間指定は、申請時に一括して行う</p> <p>ホ 時間単位の場合は、勤務時間の始め又は終りに引き続く時間。</p> <p>ヘ 1回の申請に係る期間内においては、原則として同一時間帯。</p> | <p>職員との間において事実上子と同様の関係があると認められる者</p> <p>イ 日又は時間単位で取得可</p> <p>ロ 時間単位の場合は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻から連続した4時間の範囲内とする。</p> |
| 26 育児休業 | <p>子が3歳に達する日までの期間</p> <p>a 3歳未満の子を養育する職員（配偶者が専業主婦（夫）や、育休中であっても取得可）</p> | 同左 |
| 27 育児短時間勤務 | <p>子が小学校就学の始期に達するまでの期間</p> <p>①週5日で日3時間55分（週19時間35分）</p> <p>②週5日で日4時間55分（週24時間35分）</p> <p>③週3日で日7時間45分（週23時間15分）</p> <p>④週3日で日7時間45分×2日+3時間55分×1日（週19時間25分）</p> <p>⑤その他条例で定める勤務の形態</p> <p>a 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</p> | <p>子が小学校就学の始期に達するまでの期間勤務形態</p> <p>①週5日で日3時間55分（週19時間35分）</p> <p>②週5日で日4時間55分（週24時間35分）</p> <p>③週3日で日7時間45分（週23時間15分）</p> <p>④3日間のうち、2日について7時間45分勤務</p> <p>⑤当該機関につき一週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分（夫婦で同一日、同一時間帯に取得することも可）</p> <p>a 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</p> |
| 28 部分休業 | <p>正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、2時間以内（15分単位）で取得（子が小学校就学の始期に達するまでの期間）</p> <p>a 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（夫婦で同一日、同一時間帯に取得することも可）</p> | <p>正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、2時間以内（30分単位）で取得（子が小学校就学の始期に達するまでの期間）</p> <p>a 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（夫婦で同一日、同一時間帯に取得することも可）</p> |
| 29 高齢者部分休業 | <p>職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として取得。</p> <p>始期→定年退職日から5年遡った日の翌日以降の日（原則、年度当初）</p> <p>終期→定年退職日</p> | なし |

3 職務専念義務免除関係

| 項目 | 大阪府 | 大阪市 |
|-----------|--|---|
| 夜間大学等通学職免 | 【職免（有給）】 勤務時間の終わりに1回につき1時間30分以内 a 夜間大学等に通学する職員 | 【職免（無給）】 勤務時間の終わりに1回につき2時間以内 a 夜間大学等に通学する職員 |
| 人工透析職免 | 【病気休暇で対応】 | 【職免（有給）】 1日のうち4時間の範囲内で必要と認める時間 a 人工透析を受けるため勤務をしないことがやむを得ないと認められる職員 |
| 献血職免 | 【職免（有給）】 必要と認める時間 a 日本赤十字社が実施する献血に協力する職員 | 【職免（有給）】 必要と認める時間 a 庁舎内（所定の勤務場所から徒歩で概ね5分以内の本市施設を含む）において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する職員 |

※府の特別休暇は④～②④（⑤－②を除く）、

市の特別休暇は④～⑧（⑤－②を除く）、⑪～⑰及び⑲～⑳。